○北杜市教育委員会後援等名義の使用に関する要綱

平成17年3月30日 教育委員会告示第4-1号 改正 平成28年5月31日教委告示第7号 平成30年3月30日教委告示第4号 令和4年2月14日教委告示第4号 令和4年2月14日教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、国、他の地方公共団体、公益法人、公共的団体等が開催する 事業(以下「事業」という。)に対する北杜市教育委員会の後援、協力及び共催 (以下「後援等」という。)名義の使用許可(以下「後援等名義の許可」という。) に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 後援 市教育委員会が事業の趣旨や内容に賛同し、応援することを対外的 に表明すること。
 - (2) 協力 市教育委員会が事業の企画又は運営に参加し、協力すること。
 - (3) 共催 市教育委員会が事業の企画又は運営に積極的に参加し、共同の主催 者として責任の一部を分担すること。

(対象事業)

- 第3条 後援等名義の許可を行う事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。ただし、協力及び共催については、事業に対応する部署との事前協議を要するものとする。
 - (1) 事業の目的及び内容が、本市の教育、芸術・文化及びスポーツの振興等に 寄与すると認められるもので、公共性があること。
 - (2) 市全域で、広く一般市民を対象として行われる事業であること。
 - (3) 原則として北杜市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。

- (4) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
- (5) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。
- 2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、後援等名義の許可を行わないものとする。
 - (1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催するもの、政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを 目的とするもの
 - (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
 - (3) 公共性を有しないもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
 - (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
 - (8) 行政の運営に支障を来すもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、後援等名義の許可を行うことが不適当と認め られるもの

(後援等名義の使用)

第4条 後援等名義の許可を受けた事業の主催者は、当該事業に関し発行する印刷 物等に市教育委員会が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(申請手続等)

第5条 事業に対し、後援等名義の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、事業実施日の1箇月前までに北杜市教育委員会後援等名義の使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、教育委員会事務局に提出しなければならない。

- (1) 主催者の活動目的・内容が分かる書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所、役職名等が分かる書類
- (3) 事業の目的及び計画が分かる書類(入場料等を徴収する場合は、事業に要する経費の収支予算書を添付)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類 (決定)
- 第6条 教育長は、前条の申請書を受け付けたときは、その内容を審査の上、その 諾否を決定し、許可するときは北杜市教育委員会後援等名義の使用許可決定通知 書(様式第2号)により、不許可のときは北杜市教育委員会後援等名義の使用不 許可決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。この場合 において、教育長が必要があると認めるときは、後援等名義の許可の決定に当た り、必要な条件を付すことができる。

(許可後の変更)

- 第7条 前条に規定する決定の後に第5条の北杜市教育委員会後援等名義の使用許可申請書に記載した事項に変更があったときは、北杜市教育委員会後援等名義の使用変更承認申請書(様式第4号)により教育長に申請しなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定により変更の申請があった場合は、速やかにその内容を 審査し、変更を承認したときは、北杜市教育委員会後援等名義の使用変更承認通 知書(様式第5号)により通知するものとする。

(決定の取消し)

- 第8条 教育長は、第6条の規定により後援等名義の許可を決定した事業が次の各 号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。
 - (1) 申請書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 第3条の規定に違反する事実が判明した場合
 - (3) 法令又は後援等名義の許可の決定に付した条件に違反した場合
- 2 前項の規定により、後援等名義の許可の決定を取り消したときは、速やかに北 杜市教育委員会後援等名義の使用許可取消通知書(様式第6号)により通知しな ければならない。
- 3 前項の規定により、北杜市教育委員会後援等名義の使用許可取消通知書を受け

た者は、北杜市教育委員会後援等名義の使用許可決定通知書を直ちに教育長に返還しなければならない。

(報告書の提出)

第9条 第6条の規定に基づき後援等名義の許可を受けたものは、当該事業の実施 後1箇月以内に、北杜市教育委員会後援等名義の使用事業実施報告書(様式第7 号)を教育長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月31日教委告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北杜市教育委員会後援名義の使用に関する要綱(以下 この項にいて「新要綱」という。)第7条の規定は、平成28年6月1日以後に 新要綱第5条の規定による後援の許可を受けたものに適用し、改正前の北杜市教 育委員会後援名義の使用に関する要綱第5条の規定による後援の許可を受けたも のについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日教委告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北杜市教育委員会後援等名義の使用に関する要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に新要綱第5条の規定に基づき申請書が提出された後援等名義の使用から適用し、施行日前に改正前の北杜市教育委員会後援名義の使用に関する要綱第5条の規定に基づき許可を受けた後援名義の使用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年2月14日教委告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、 使用することができる。

附 則(令和4年2月14日教委告示第5号) この告示は、令和4年4月1日から施行する。 様式第1号(第5条関係)

年 月 日

北杜市教育委員会教育長 様

申請団体 住 所 団 体 名 代表者名 連 絡 先

北杜市教育委員会後援等名義の使用許可申請書

下記の事業を実施するに当たり、北杜市教育委員会の後援等名義を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

申請の種別	後 援 ・ 協 力 ・ 共 催
事 業 名	
主 催 者 名	
北杜市教育委員会	
以外の後援者名	
目 的	
概 要	
日 時	年 月 日 ~ 年 月 日
場所	
参加予定人数	
備考	

※協力又は共催名義を申請する場合は、備考欄に当該事業に対応している部署を記載してください。

添付書類

- ① 実施団体の概要
- ② 事業実施概要 (入場料等を徴収する場合は、事業に要する経費の収支予算書 を添付)
- ③ 事業実施に係る役員名簿

様式第2号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名 代表者名

様

北杜市教育委員会教育長 回

北杜市教育委員会後援等名義の使用許可決定通知書

下記の事業の実施に当たり、北杜市教育委員会後援等名義の使用を許可します。

許	可(り種	別			後	援	•	協	力	•	共	催			
事	Ì		名													
主	催	者	名													
日			時		年		月	日	\sim		年	月		日		
場			所													
備			考													

※当該事業は、実施後1箇月以内に「北杜教育委員会後援等名義の使用事業実施報告書(様式第7号)」を提出してください。

様式第3号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名 代表者名

様

北杜市教育委員会教育長 回

北杜市教育委員会後援等名義の使用不許可決定通知書

年 月 日付けで北杜市教育委員会後援等名義の使用許可の申請のありました下記の事業について、審査の結果、不許可としましたので通知いたします。

申請の種別	後	援 •	協	力	•	共	催
事 業 名							
不許可事由							

年 月 日

北杜市教育委員会教育長 様

後援等名義使用団体

住 所

団体名

代表者名

連絡先

北杜市教育委員会後援等名義の使用変更承認申請書

年 月 日付け第 号にて北杜市教育委員会後援等名義の使用許可決 定のあった下記の事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

事	業		名	名
主	催	者	名	名
変変	更		前	前
変	更		後	後
変	更	理	由	由

様式第5号(第7条関係)

第 号 年 月 日

団 体 名

代表者名

様

北杜市教育委員会教育長 回

北杜市教育委員会後援等名義の使用変更承認通知書

年 月 日付け北杜市教育委員会後援等名義の使用変更承認申請書によ る変更を承認します。

事	業	名	
主	催者	名	
変	更	前	
変	更	後	

様式第6号(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名 代表者名

様

北杜市教育委員会教育長 回

北杜市教育委員会後援等名義の使用許可取消通知書

年 月 日付け第 号にて北杜市教育委員会後援等名義の使用許可決 定した事業について、下記の事由により決定を取り消します。

許	可の) 種	別			後	援	•	協	,	力	•	共	催			
事	当	美	名														
主	催	者	名														
日			時		年		月	E	^	~		年	月		日		
場			所														
取	消	事	由														

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

北杜市教育委員会教育長 様

後援等名義使用団体

住 所

団 体 名

代表者名

連絡先

北杜市教育委員会後援等名義の使用事業実施報告書

年 月 日付け第 号にて教育委員会後援等名義の使用許可決定のあった事業について、下記のとおり実施したので報告します。

事	美	É	名							
主	催	者	名							
北杜	市教育委	5員会以	外の							
後	援	者	名							
実	施	概	要							
日			時	年	月	日 ~	年	月	日	
場			所							
参	加	人	数							
備			考							

添付書類

- ① 収支決算書(入場料等を徴収した場合は、事業に要した経費の収支決算書 を添付)
- ② その他必要書類(後援名義等の使用が分かるパンフレット、チラシ等)
- ※ 事故等が発生した場合は、詳細な内容が分かる資料を添付すること。